社会福祉法人○○○会　役員候補者推薦書（案）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 氏　名 | 生年月日 | 住所 | 職業（他の団体における兼職状況を含む。） | 法第44条第4項又は第5項の資格者に当たると判断したときはその資格及びその判断理由 | 本法人における兼職関係 | 親族その他特殊関係の有無 |
| 他の各理事との関係 | 他の各監事との関係 | 租特令上の親族等 |
| 理事 |  |  |  |  |  | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり |  | 該当なし該当あり |
|  |  |  |  |  | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり |
|  |  |  |  |  | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり |
|  |  |  |  |  | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり |
|  |  |  |  |  | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり |
|  |  |  |  |  | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり | 該当なし該当あり |
| 監事 |  |  |  |  |  | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし該当あり |
|  |  |  |  |  | 該当なし | 該当なし | 該当なし | 該当なし該当あり |

全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないことを確認済みです。

注意事項

１．「職業」の欄に記載すべき「他の団体における兼職状況」とは、次の事項をいいます。

①他の「社会福祉法人でない法人」の「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「役員」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。

②他の「権利能力なき社団」の「代表者」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である場合は、その「団体の名称」及びその「代表者」、「管理人」、「業務執行社員」又は「職員」である旨。

③他の「社会福祉法人」の「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である場合は、その「法人の名称」及びその「評議員」、「理事」、「監事」又は「職員」である旨。

④国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人の「職員」である場合（但し、国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）は、その「団体の名称」及びその「職員」である旨。

２．「法第44条第4項又は第5項の資格者に当たると判断したときはその資格及びその判断理由」の欄に記載すべき、「法第44条第4項の資格者」とは、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」、「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」又は「当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者」のいずれかをいうものであること。また、表中それぞれの資格を、欄外に凡例を示した上で、例えば、順に「事業経営識見」、「福祉実情精通」、及び「施設長」と略して示すことができること。なお、「施設長」に該当する場合は、判断理由については、具体的な施設の名称を記載すれば足りるものであること。

３．「法第44条第4項又は第5項の資格者に当たると判断したときはその資格及びその判断理由」の欄に記載すべき、「法第44条第5項の資格者」とは、「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」のいずれかをいうものであること。また、表中それぞれの資格を、欄外に凡例を示した上で、例えば、順に「事業識見」及び「財務識見」と略して示すことができること。

４．監事については、本法人の評議員、理事若しくは職員を兼ねることとなる場合、又は「他の各理事との関係」若しくは「他の各監事との関係」において親族その他特殊関係が有る場合は監事になれないので、該当のない候補者を記入し、「本法人における兼職関係」の欄、並びに「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち「他の各理事との関係」及び「他の各監事との関係」について確認した結果を示す欄には、いずれも「該当なし」と記載してください。

５．上４の各欄及び「理事」に係る「親族その他特殊関係の有無」の欄のうち「他の各監事との関係」の欄を除くほか、「本法人における兼職関係」の欄及び「親族その他特殊関係の有無」の欄には、「該当なし」又は「該当あり」のいずれかを記載してください。「該当あり」となる者がいる場合には、欄外に、下記の例のように、法令に反しない理由を記載してください。

記（例）

例１）理事候補者の〇〇氏は、「本法人における兼職関係」に該当しますが、職員なので、兼職が許容されます。

例２）理事候補者の〇〇氏と〇〇氏は、「各理事との関係における特殊関係」に該当しますが、その合計数が法令に定める上限を超えるものではありません。

６．欠格条項又は暴力団員等反社会的勢力の者に該当する場合は役員になれないので、これらに該当しない候補者を記入し、欄外に、「全候補者が、欠格条項及び暴力団員等反社会的勢力の者に該当しないことを確認済みです。」と記載してください。